

(その1)

注意 (1) この表紙に記載する内容は、事務担当者の欄を()、政治団体に関して届け出た内容と一致すること。
(2) 記載した内容を訂正する場合は、会計責任者の押印が必要です。
(3) 提出にあたっては、記載されたページのみ提出してください。



収支報告書 令和 3 年分)

(ふりがな) (にほんせいけいけんきゅうかい)

- 1 政治団体の名称 日本政経研究会
- 2 主たる事務所の所在地 千葉市中央区登戸2-5-18
- 3 代表者の氏名 桜井 真人
- 4 会計責任者の氏名 増田 昌彦

事務担当者の氏名

粕谷 直輝

(電話) 043-224-2002

国会議員関係政治団体の区分

(政治資金規正法第19条の7第1項)

- 第1号に係る国会議員関係政治団体
- 第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名 _____

公職の種類 _____

(現職・候補者の別) _____

国会議員関係政治団体に関する例の適用期間

- 1年を通じて適用
- 対象年の途中での適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)
_____ から _____ まで

※該当する区分に「✓」を付すこと。

政治団体の区分

- 政党の支部
- その他の政治団体(後援会等)
- その他の政治団体の支部
- 政党
- 政治資金団体
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 無
 - 有
- (以下 指定有の場合のみ記載)

公職の種類

(現職・候補者の別) _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

資金管理団体の指定の期間

- 1年を通じて適用
- 対象年の途中での適用の異動あり

(異動ありの場合のみ以下を記入)
_____ から _____ まで

【留意事項】

国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出を記載し、コピー機により複写した領収書の写しを添付すること。
なお、すべての領収書を保管すること。

処理欄 (下欄には何も記載しないこと)

団体コード	年分	異動	表番	行番	届出年月日
356090		10	100000		

異動

- 1 新規
- 2 修正
- 3 取消

整理番号	翌年への繰越金
	¥5,016,392

(H21.11/2,500)

3/2 < J

10 13
0 2 0 0

収 支 の 状 況

全団体必要

注意：収支がない団体にあっても、本表0200と表1600及び（その18）宣誓書は提出しなければならない。

1. 収支の総括表

	14	16	77	88
				十億 百万 千 円
(1) 収 入 総 額 (①+②)	0	1	0	5,016,392
① (前年からの繰越額)	0	2	0	4,656,355
② (本年の収入額 = A+B+C+D+E+F+G)	0	3	0	360,037
(2) 支 出 総 額 (表1400の合計額)	0	4	0	0
(3) 翌 年 へ の 繰 越 額 ((1)-(2))	0	5	0	5,016,392

2. 収入項目別金額の内訳

※収支がない場合であっても、上欄にはすべて記入すること。↑

(1) 個人の負担する党費又は会費				
金 額 A	0	6	0	0
員 数	0	7	0	0

(2) 寄 附					
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	行 番			金 額	備 考
	十億	百万	千	円	
(ア) 個人からの寄附	0	8	0	0	内訳を表0600へ記載すること。
[うち特定寄附]	0	9	0	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	1	0	0	0	内訳を表0611へ記載すること。
(ウ) 政治団体からの寄附	1	1	0	0	内訳を表0620へ記載すること。
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)	1	2	0	0	
[寄附のうち寄附のあっせんによるもの]	1	3	0	0	内訳を表070□へ記載すること。
イ 政党匿名寄附	1	4	0	0	内訳を表1000へ記載すること。
合 計 B (ア+イ)	1	5	0	0	

※「特定寄附」とは、候補者等が、政党から受けた政治活動用資金を自己の資金管理団体に寄附したものをいう。

※「政党匿名寄附」とは、政党が街頭や講演会等で受けた一件千円以下の寄附をいう。

全団体必要

10 13
0 3 0 0

注意(1)政治資金パーティーを除く事業収入を記載するもので、例えば、機関紙誌の発行事業であれば「〇〇紙発行事業」、役員会や各種懇親会の会費収入であれば「〇〇会会費」、その他の事業にあつては「その他催物事業」と記載すること。

(2)政治資金パーティーについては、本表には記載せず、表0310へ記載すること。

(その3)

(3) 機関紙誌の発行その他の事業による収入（政治資金パーティーを除く）									
14	16	17	事業の種類	76	77	金額		88	備考
					十億	百万	千	円	
			日本政経研究会紙発行事業				360	000	
8	0	0	この頁の小計				360	000	
9	0	0	合計				360	000	

この欄には何も記入しないこと。(以下同じ)

10 13
0 5 0 0

注意. 預金利子や貸付返戻金などについて記載するもので、「摘要」欄にはその区分を記載すること。
ただし、1件10万円未満の収入については、「1件10万円未満のもの」欄に合算して記載するだけでよい。

(その6)

(6) その他の収入				金額				収入日	備考
14	16	17	摘要	76	77	88	年 月 日		
				十億	百万	千	円		
8	0	0	この頁の小計						
8	1	0	1件10万円未満のもの					37	
9	0	0	合計 G					37	

→※10万円未満のその他の収入については、合算してこの欄に記載すること。

10 13

1	6	0	0
---	---	---	---

注意(1)すべての団体が提出するものであること。
(2)団体としての資産等について記載するものであり、全ての項目について有・無のいずれかに「✓」を付すこと。
(3)「有」欄に✓を付けた資産等については、その内訳を表17□□に記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

全団体必要

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無						
資 産 等 の 項 目 別 区 分				有 ※注(3)参照 88	無	備 考
	14	16				
ア 土 地	0	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	0	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	0	3	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	0	4	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	0	5	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	0	6	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	0	7	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	0	8	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	0	9	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	1	0	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	1	1	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	1	2	0	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

全団体必要

宣 誓 書

全団体必要

添付書類 (別添のとおり)

- 領収書等の写し
- 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

※添付した書類の「□」に「✓」を付すこと。

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 2 月 22 日

政治団体の名称 日本政経研究会

会計責任者の氏名 増田 昌彦



※解散の場合以外は、代表者の氏名は記入しないこと (通常は未記入となります。)

(代表者の氏名



※解散の場合は、解散届も必要となります。

全団体必要